

令和5年度 第5回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び
 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する懇話会
 議事録（要旨）

開催日時	令和6年1月26日（金） 午前9時30分～午前10時30分
開催場所	東大阪市総合庁舎 18階大会議室
出席者 （委員）	関川分科会長、北野委員、澤田委員、西島委員、原委員、中里見委員、西野委員、 日高委員、前田委員、松岡委員、山口委員、加藤委員、廣木委員
欠席者	新崎委員、稲森委員、五島委員、中上委員
事務局	宮野福祉部長、大川地域福祉室長、村野指導監査室長、森高齢介護室長、一木高齢介護課長、 甲田地域包括ケア推進課長、片岡介護保険料課長、小寺給付管理課長、東村介護認定課長、 長原地域福祉課長、東原法人・高齢者施設課長、加藤介護事業者課長、堀生活福祉課長 高齢介護課：小畑総括主幹、上田主査、村上主査
議題	（1）東大阪市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画（案）について （2）その他

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	【挨拶、定数確認、資料確認】
会長	お忙しい中、早い時間からお集まりいただきましてありがとうございます。今回は議題にもありますし次第にもありますように、事業計画について最終的にご確認いただくことになっています。 前回、いろいろなご指摘をいただき、可能な限り修正をさせていただき、事務局もそれについてはしっかり誠実に対応していただきました。初回からこれが出てくればいいのにとというぐらいの出来で、完成を迎えることができました。ひとえに皆さま方のご協力の賜物だと思います。 それから事務局の皆さん、ありがとうございます。大変な作業だったと思いますが、改めて感謝申し上げます。 それでは、早速審議に入っていきたいと思います。次第にもありますように、東大阪市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、そして認知症施策推進計画（案）について審議を始めたいと思います。 皆さま方のご協力を得ながら、昨年の5月から次期計画の審議を重ね、毎回、限られた時間の中で多くの資料を精力的にご検討いただき、ご意見を頂戴しましたこと改めて感謝申し上げます。 今後につきましては、2月26日に社会福祉審議会が予定されています。そこで計画を報告する予定となっております。どうか最後までよろしくお願いします。 それでは、パブリックコメントの結果と前回からの素案変更内容、そして新たに報酬単価が決まり、それに伴い介護保険料についても最終的に決まりましたので、それについても事務局より変更点を踏まえて説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。
事務局	【パブリックコメントで寄せられた意見の概要とそれに対する本市の考え方について説明】
委員	すみません、このパブリックコメントについて確認したいのですが、昨年の12月15日から1月でしょうか、パブリックコメントをされて、1者から延べ7件ということは、パブリックコメントに応募された方がお一人で、その方が7件の意見を出されたということで、他のご意見はなかったのか確認させてください。
事務局	パブリックコメントについてのご意見ですが、お一方から7件のご意見をいただきました。お一方からのみになります。
会長	しっかり読み込んでいただいて、しかも意見のレベルがとても高い意見内容にな

	っていて、まさに市民の方々の関心を代弁してくれている内容になっていると思います。市の考え方は非常にあっさりしたもので、行政回答はこうなるのかということに改めて感じるところですが、これからも施策の推進、特に認知症の対策については、今回初めて計画の中に盛り込んだということもあって、丁寧に進捗状況を見ながら、このご意見をいただいた内容に則して実態はどうなっているのかフォローしておいていただければと思います。 パブリックコメントの内容についてはいかがですか。認知症地域支援推進員の記述はこれからご紹介いただくとと思いますが、どこに書いていただいたのでしょうか。
事務局	123 ページになります。
会長	認知症地域支援推進員は、どのような活動を担っていただいている人なのでしょう。
事務局	地域包括ケア推進課で2名配置しており、職員が認知症地域支援推進員ということとさせていただいております。内容としては、認知症施策に関わること全般に関して推進をしていただくということになっています。 多機関との、関係機関との会議では関係機関の意見を集めながら実施しております。各施策、認知症施策全てに関わって進めていただいております。
会長	住民の方にとって見えにくいということはないのですか。
事務局	そうですね。自治体に配置しているところとそれ以外に配置している自治体も増えており、特に地域包括支援センターに配置というところが非常に多くなっている状況ではあります。そういう意味では、その視点がいるのかなということで、今回、いただいたことも踏まえて検討していく必要があると考えています。 センターなどに、地域の方に配置するということも踏まえて検討していこうと考えています。
会長	介護保険事業計画の最初の頃は、地域包括支援センターの認知度も非常に低くて、市の職員が実際に計画を作った際には、素案の段階で各エリアを回って、車座方式で説明して意見をいただいて、それを審議会でご報告していただいていた。ぜひ地域支援推進員の方も地域包括支援センターに出向いて、ケア会議などで意見をいただく、あるいは改めて地域住民の方にご参加いただく機会を設けて、認知症家族の方なども踏まえながら、あるいは当事者も踏まえながら意見を交換して、推進状況を確認するというのをぜひお願いします。 そうすると、推進計画の内容ももっと地域の方であったり、本人であったり、そ

	れに関わるお医者さんであったり、ケアマネジャーの方であったりという意見がいろいろ出てきて、これにもう少し踏み込んで書いてほしいという意見も出てくると思うので、ぜひ次回の計画づくりにはそういった意見が反映できるようにしてください。お願いします。 他にご意見ございませんか。それでは修正箇所について説明願います。
事務局	【東大阪市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症施策推進計画素案の修正箇所について説明】
会長	ただいまの変更点を踏まえてご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。 特にこの点については踏み込んでほしいということがありましたら、ご意見頂戴したいと思います。
委員	123 ページの認知症施策推進計画の絵についてですが、「全ての認知症施策において推進役である認知症地域支援推進員を中心に」と書いてありますが、この絵のどこからそれが分かるのかと素朴に思ったのですが。
事務局	図の東大阪市と社会福祉協議会の間に、小さいのですが認知症地域支援推進員と。
会長	「推進員」が消えています。
事務局	修正させていただきます。
会長	その他、ご意見ございませんか。認知症地域支援推進員については、用語集のほうに書いてありますか。抜けていますよね。どういう人で、どういう役割を担う人なのかを図を見ても、「情報共有・連携」しか書いていけませんので、説明していただければと思います。いつから配置しているのでしょうか。
事務局	平成30年ごろから配置しています。
会長	皆さん、ご存じでしたか。今日、審議会に参加していて、現場にずっと関わっている方からすれば、顔が見える関係ができていないといけないと思うのですが。 認知症地域支援推進員の役割を計画の中で補足というかたちで書き込んでいただいて、後ろのほうにもその旨、書いていただきたいと思います。 ケアマネやグループホーム、地域包括もちろんですが、そういった方々と顔が見える関係が必要だと思います。

	その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、サービス見込み量と1号被保険者保険料の設定について説明していただいた上で、最後にまだ時間があればご意見などを頂戴したいと思いますので、先に進めさせていただこうと思います。 それでは、サービス見込み量と保険料の設定について、具体的な数値を盛り込んだ計画ができていますので、こちらのほうをお願いします。
事務局	【第9期介護保険事業計画におけるサービス量の見込みと第1号被保険者保険料について説明】
会長	ただいまの説明についてのご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。 介護報酬単価については、新しく改定された報酬単価を反映していると考えていいのでしょうか。それも個別に積み上げてこの総額になったと考えてよろしいですか。見込まれるサービス利用を踏まえて報酬単価を決め、そして総計がこの金額になったと。いかがでしょうか。
委員	今、事務局から説明いただいて、どうしてこの金額になったか分かるのですが、私だけかもしれませんが、今まで結構、改定の度に上がっているじゃないですか。今回も報酬改定も一定上がっているんですが、保険料が上がらないのは取崩しが効いているのでしょうか。それともサービス量がそんなに伸びないのでしょうか。どういう理由で上がらないのか教えていただきたいのですが。
事務局	確かに今回、上がり幅がすごく抑えられた保険料設定になりました。それは令和3年、4年、5年はコロナ禍で計画値よりは伸びが少なかったということで、本当はもっと伸びるだろうというところのベースがそこまで伸びていなかったのも、6、7、8年も低いベースからのスタートということで、そんなに上げ幅が出なかったというのが主な原因になっています。 また、3、4、5年で給付費が伸びなかったということで、本来取り崩すべき基金を取り崩さなくて済み、今回に回せましたので21億の基金を充当することができたということになります。
委員	そんなに上がっていないのはすごいなと思って。それは東大阪市の皆さん方の努力でそうなったのかなということを思っていました。取崩しの部分があってそうだったという説明をしていただきました。 8期と9期の標準給付費と書いてありますね。これの上昇率が107.4%となっています。これは7期から8期はもっと高かったということですか。今回は107.4%だったけれども、それ以前は120%、130%といったかたちで上がってきていたから保険料も高くなっていたということですか。

事務局	標準給付費は訪問介護や通所介護のサービス、その給付費で地域支援事業を抜いたものの比較になっていますが、今、第6期と第7期、第7期と第8期の比較のための計算するベースが若干違うのですが、大まかにいくと、前は109.4%ぐらい伸びているということです。それと比較すると伸びは減っているのかなと。
委員	分かったような、分からないような感じですが、結局は市民の方々も適正に介護保険サービスを使ったということで、余計な使い方をせず、保険料もそんなに増えていないということを思えば、全然悪いことではないと思います。
会長	コロナの影響が大きいんでしょうね。高齢者の方は恐らく人が集まるところには行かないようにされていて、来ていただく分についても我慢されていたのではないのでしょうか。 今回、伸びが少ないのがコロナの影響だとすると、正常化した後、高い報酬単価で来年度以降3年間使うと、次の介護保険の見直しの時は令和6年、7年、8年の利用ベースで算出しますので、伸び率が13%、15%といったように非常に高い伸び率になる可能性があります。 私からよろしいでしょうか。保険者機能強化推進交付金は本来何に使うべきお金でしょうか。 保険者機能の強化のために8,000万円あるのであれば、それを本来の目的に使っていただいたほうが今回は伸び率がそんなに高くないので、むしろ保険料を抑えるための財源に使うよりは、本来的な機能、皆さま方の保険者機能を強化して関係者の連絡調整や関連する施策の充実に関わっていただく費用に充てていただいたほうがいいようにも思うのですが、これは何に使うかの説明をお願いできないでしょうか。
事務局	基本的に保険者機能強化推進交付金は保険料軽減には使っていないのですが、結果的に表で書くと財源が入ってくるので、総収入の中の財源が入る分だけ保険料が落ちるということにはなりますが、実際は任意事業とか保健福祉事業とか、そういう事業に充てて、それを充てることによって保険料が浮くというようなイメージで思っただけだと思います。
会長	それを充てると、なぜ保険料が浮くんですか。
事務局	本来、任意事業でも保険料が入る割合があるんですが、その部分は交付金を充てる。また新たに事業をするということも当然あるんですが、交付金を充てることによって、保険料を本来充てなかったところが充てなくて済むので、浮くというような最終的には構図になるということです。

会長	直接この 8,000 万円を充当したから保険料が安くなったというわけではなくて、任意事業にそのお金を回すことによって保険料の充当分が必要なくなったということです。
事務局	はい。
会長	総合事業の評価や認知症施策の推進など、保険者として特に課題だと思われることを重点的に推進していく機能をぜひ強化してほしいと思っているので、それはしっかりやられているという理解でいいですね。
事務局	そうですね。やはり交付金をもらおうと思うと、いろんなことをやらないと交付金が増えないということもありますので、交付金が増えたら当然新たな事業をして、さらに交付金をもらえるようにするようなかたちで、どんどん交付金を活用していきたいと思っています。
会長	他にいかがでしょうか。第 8 期の介護給付費準備基金を取り崩した効果が上昇要因となるという説明をいただきましたが、それがいまいよく理解できなかったのですが、どうして上昇要因となるのか。394 円に相当する上昇要因になるのか教えてください。
事務局	この上昇要因、下降要因というのは、第 8 期と比べてどれだけ効果が出ているかというかたちでの整理になっています。ですから今回、下降要因のほうの介護給付費準備基金取崩し 21 億円込みでの分なんです、それは 455 円の効果が出ています。第 8 期でも同じく 18 億円投入しており、その分が第 8 期の保険料では下がっている、第 9 期と比較する時に純粋な下降要因が出るように、第 8 期で投入している 18 億円を一旦上昇要因、上昇要因というのが分かりづらいですが、一旦ここに挙げさせていただいているような計算になっています。
会長	上昇につながっていないような気がするんですが。
事務局	おっしゃる通りです。上昇というイメージにはつながりにくいとは思いますが、今回、取崩し額の効果を出すために、455 円という金額を出すために 394 円を差し引いているような計算なんです。394 円を上昇要因に入れないと、21 億円投入しても 60 円ほどしか下がらないという計算になってしまいます。21 億円の効果自体は 455 円なので。
会長	それで下がった。

事務局	はい。第8期との比較なので。第8期でも同じように。
会長	審議会で委員の人に分かるような説明文書を付け替えておいてください。比較してこうだからこうだと。
事務局	分かりづらくて申し訳ございません。
会長	グラフ、図など比較して、ここはこう移るとか、直感的に分かりやすい説明をお願いしますね。 その他、ご意見ございませんでしょうか。計画の記述についてのご意見、その他サービス利用の見込み、保険料計算のあり方。 もしご意見ないようでしたら、本分科会及び懇話会としては最終的、本日提案していただいた事務局案を承認するという事でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
会長	はい。ありがとうございます。それでは、計画の基本指針の内容については提案通りに作っていただこうと思います。なお2月26日に社会福祉審議会が開かれる予定で、そこで報告させていただく予定ですが、その間に生じた変更が必要な箇所が改めて発見された場合には、会長一任で事務局と相談させていただき修正させていただこうと思いますが、ご了解いただけますでしょうか。
一同	異議なし。
会長	ありがとうございます。さらにはこの後、大阪府との協議もあり、修正すべき箇所もあるかもしれません。それも併せて修正箇所については、私と事務局に一任いただければと思います。 それでは、そのようにこの後、処理させていただこうと思います。本日の審議は時間の都合もありますので、この辺りで終了したいと思います。 冒頭に申し上げましたように、今回5回にわたる審議を行いました。高齢者福祉専門分科会、計画策定部会、懇話会は本日で終了でございます。委員の皆さま方には多大なるご協力をいただき、策定を進めてまいりました。おかげをもちまして、本日このような計画(案)を取りまとめることができ、本当にありがとうございました。一時はどうなることかとも思いましたが、このまま進めていいものかと思いましたが、皆さま方からいろいろなご指摘をいただいて、それを丁寧に事務局が受け止めて非常に短い時間で修正いただいたということで、改めて事務局にも感謝申し上げたいと思います。

事務局	委員の皆さまにおかれましては、今後の計画の推進においても本市の取組みを引き続き支えていただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。 それでは、これをもちまして審議は終了いたします。本当に皆さま、ありがとうございました。では、事務局から何かございませんか。 会長、ありがとうございました。今回、第9期の保険料設定については、条例改正が必要なことから、令和6年第1回定例会、3月の議会で提案させていただく予定としています。以上を経て、3月末に最終決定をさせていただきます。 委員の皆さまには5回の長きにわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございました。数多くの貴重なご意見を頂戴しまして、ひとかたならぬご尽力をたまわりましたこと、本当に感謝申し上げます。 計画が最終決定しました後には、着実に施策を推進し、元気に安心して暮らすことができる成熟した高齢社会の実現となりますよう、取組みを進めてまいりたいと思います。 会長はじめ、委員の皆さまにおかれましては、今後ともご指導、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。 それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。皆さま、どうもありがとうございました。 (終了)
-----	---